

新座市最低制限価格制度について【R6.7.12～】

最低制限価格制度とは、支出の原因となる契約においては、競争入札に際し、最低入札者を落札者とするに固執すると、不誠実な者が混じり、ダンピング等を行い契約の履行が困難となる場合や、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの弊害が発生するため、それらの弊害除去を目的とした制度です。

具体的には、工事又は製造その他についての請負の契約の入札において、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても、最低制限価格を下回る場合には、これを落札者とせず最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とするというものです。

本市で行う競争入札において適用される最低制限価格の算定方法については、以下のとおりです。

引き続き、本市の入札契約制度への御協力をお願いいたします。

管財契約課契約検査係 電話048-477-2281（直通）



建設工事のうち競争入札による案件(総合評価方式を除く。)

算定式は以下のとおりです。ただし、その額が予定価格の下限額に満たない場合はその下限額を、上限額を超える場合はその上限額を最低制限価格とします。

$$\begin{array}{rcccccc} \text{最低制限価格} & = & \text{直接工事費} & + & \text{共通仮設費} & + & \text{現場管理費} & + & \text{一般管理費等} \\ & & \times 97\% & & \times 90\% & & \times 90\% & & \times 68\% \\ (1,000\text{円未満切捨}) & & (1\text{円未満切捨}) & & (1\text{円未満切捨}) & & (1\text{円未満切捨}) & & (1\text{円未満切捨}) \end{array}$$

〔上限額〕 予定価格に92%を乗じた額

〔下限額〕 予定価格に75%を乗じた額

※ 上記にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、予定価格に75%～92%の範囲で市長が定める割合を乗じて得た額を最低制限価格とします。

建設工事に係る設計、調査及び測量業務のうち競争入札による案件

下表の業務区分の業務種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表アからエの欄に掲げる額（1円未満切捨）の合計額（1,000円未満切捨）とします。ただし、その額が予定価格の下限額に満たない場合はその下限額を、上限額を超える場合はその上限額を最低制限価格とします。

業務区分	ア	イ	ウ	エ	上限値・下限値
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—	上限値) 予定価格の82% 下限値) 予定価格の60%
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額	上限値) 予定価格の81% 下限値) 予定価格の60%
			技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	上限値) 予定価格の85% 下限値) 予定価格の2/3
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額	上限値) 予定価格の81% 下限値) 予定価格の60%
			技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	

※ 上記にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、予定価格に60%～81%（測量業務は60%～82%、地質調査業務は2/3～85%）の範囲で市長が定める割合を乗じて得た額を最低制限価格とします。

業務委託（建設工事に係る設計、調査及び測量業務を除く。）のうち競争入札による案件

変動型最低制限価格

次の選択肢のうち、算出した額のいずれか大きい額とします。

選択肢1 予定価格の85%の額

選択肢2 有効応募者（予定価格の範囲内において、予定価格の85%以上の額）の下位1/3の平均値に90%を乗じた額